

若年性認知症コールセンター

若年性認知症に関する電話相談ができます。本人や家族、周囲の方からの相談を受けています。

社会資源の情報提供と共にその申請方法など
わかりやすくお伝えします。

0800-100-2707 (通話料無料)

相談日	相談時間
月～土	10:00～15:00 (年末年始・祝日除く)

若年性認知症支援コーディネーター

若年性認知症のご本人やご家族からの困りごとや悩みなどの相談に対して、解決に向けた支援をします。
また、勤務先の企業や地域包括支援センター、市町村等からの相談については、医療・福祉・就労等の専門機関と相互に連携し必要な助言を行います。

茨城県若年性認知症相談窓口（年末年始・祝日除く）

栗田病院 **029-295-0005** ※月～土 9時～17時

池田病院 **0297-64-6582** ※月～土 9時～17時

専門の医療機関

「認知症かな?」と思ったら、かかりつけ医にご相談ください。

必要に応じて認知症疾患医療センター※を紹介してもらいます。

※認知症疾患医療センターは、保健・医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、問題行動への対応等について相談受付などを行う専門医療機関です。

茨城県認知症を知るページ

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/choju/ninchi/soudan.html>

障害者雇用・就労に関する支援機関

ハローワーク

就労を希望する障害者の方の職業指導、職業紹介等を行います。

<http://www.pref.ibaraki.jp/bugai/josei/seishonen/sodan2/pc/ppage521000010.html>

障害者職業センター

障害者に対する職業相談を行います。事業主に対する障害者の雇用管理に関する相談に応じ、援助を行います。必要に応じて、ジョブコーチを派遣し、障害者の就労を支援します。

<http://www.jeed.go.jp/location/chiiki/ibaraki/>

障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域において、就労面及び生活面における一的な相談支援を行います。

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/kikaku/shofuku/c-c-4-3.html>

精神障害者保健福祉手帳・障害年金

精神障害者保健福祉手帳（市町村の障害福祉課窓口にて）

精神障害者の自立と社会参加の促進を図るために、手帳を持っている方は様々なサービスが利用できます。

障害年金（最寄りの年金事務所や年金相談センター、お住いの市町村役場窓口にて）

病気やけがで障害が残ったとき、受け取ることができる年金です。

ご存じですか？

若年性認知症のこと

～働き盛りの年代で認知症になる人もいます～



若年性認知症の人が働き続けるために

職場の人が若年性認知症と診断されても、本人・家族と雇用主や専門職が協力し、適切な環境を整えることで働き続けることは可能です。

このリーフレットは初期の症状に気づき、早期受診を促し、関係機関との連携により就労継続を進めるため作成されています。

若年性認知症とは

65歳未満で認知症を発症した場合、若年性認知症と言います。

働き盛りの年代ですから、仕事ができなくなると家庭的にも社会的にも大きな影響があります。

茨 城 県